



発行 東京都

目次

規則

○生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局生活福祉部保護課）…

告示

○都市計画事業の認可……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…

○建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…

○生活保護法による指定医療機関の指定取消し……………（福祉保健局生活福祉部保護課）…

告示（選）

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………

公告

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…

規則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十二号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和四十二年東京都規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第五十五条の六第一項」を「第五十五条の七第一項」に、「第五十五条の五」を「第五十五条の六」に改め、「支給に関する権限を」の下に「、法第五十五条の五第二項において準用する第五十四条の四第二項の規定に基づき、法第五十五条の五第一項及び第五十五条の六に規定する進学準備給付金の支給に関する権限を」を加える。

第十七条の二の次に次の一条を加える。

（進学準備給付金申請書等）

第十七条の三 省令第十八条の九第一項に規定する申請書の様式の標準は、進学準備給付金申請書（別記第三十六号の四様式）とする。

2 福祉事務所長は、法第五十五条の五第一項の規定に基づき、進学準備給付金の支給を決定したときは、進学準備給付金支給（不支給）決定通知書（別記第三十六号の五様式）により、申請者に通知するものとする。

別記第三十六号の三様式の次に次の二様式を加える。

第36号の4様式(第17条の3関係)

進学準備給付金申請書

年 月 日

東京都 福祉事務所(支庁)長 殿

申請者 (大学等に進学する者) 住所 町 丁目 番地
 (大学等に進学する者) 村 氏名 氏名

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 世帯主の氏名
- 2 大学等に進学する者の生年月日
年 月 日
- 3 進学先
学校名
- 4 進学後の居住先(該当する□にチェックを入れてください。)
 大学等進学前の住宅と同じ
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記載してください。)
 居住(予定)地
- 5 関係書類
 (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 ・ 入学金延納(進学後に納付すること。)を申請した書類の写し
 ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し
 (3) その他支給決定に当たり必要な書類
 ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

生細No. 36—4 (日本工業規格A列4番)

第36号の5様式(第17条の3関係)

進学準備給付金支給(不支給)決定通知書

第 年 月 日 号

宛 東京都 福祉事務所(支庁)長

年 月 日付で申請された生活保護法による進学準備給付金について、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 支給の可否
 支給
 不支給
- 2 進学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日及び支給方法
 支給額 円
 支給日 年 月 日
 支給方法
- 3 不支給の場合、その理由

(備考)
 1 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由
 2 この決定に不服があるときに行うことができる審査請求についての説明は、裏面に記載してあります。
 3 進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

生細No. 36—5 (日本工業規格A列4番)

(裏)

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく告示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日。以下この様式において同じ。)の翌日から起算して50日(当該審査請求をした日の翌日から起算して50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日。)を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第千三百五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき町田都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年九月二十六日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 町田市

二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画公園事業第七・五・一 号芹ヶ谷公園

三 事業施行期間 平成三十年九月二十六日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地 町田市高ヶ坂一丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第千三百五十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年九月二十六日

東京都知事 小池百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

目黒区中目黒二丁目十七番から十九番まで、二十八番一、三十一番二、十一日
同番四、二百八十三番三及び渋谷区
恵比寿南三丁目四十八番五の各一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千三百五十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。)第五十一条第二項第一号(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関の指定を取り消したので、法第五十五条の三第四号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十六条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年九月二十六日

東京都知事 小池百合子

取消

平成30年8月分

1 医療機関

番号	医療機関名	医療機関所在地	取消年月日
1	医療法人社団修志会 おさむ歯科医院	東京都足立区西新井1-12-10 ハイム内藤B11号	平成30年8月22日

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百九十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第百三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十年九月二十六日

東京都選挙管理委員会

施設の名 称 所 在 地

介護老人保健施設ソピア 品川区北品川五丁目二番一号 御殿山

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年九月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 許可を受けた者の 住所及び氏名

昭島市宮沢町二丁目百七十七番四、同番五及び百八十番 五号 昭島市宮沢町三丁目五番十

昭島市拜島町二丁目二千五百六十三番一

新宿区高田馬場三丁目四十六番二十五号
アイディホーム株式会社
代表取締役 久林 欣也

小池 一精

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001